

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4223638号  
(P4223638)

(45) 発行日 平成21年2月12日(2009.2.12)

(24) 登録日 平成20年11月28日(2008.11.28)

(51) Int.Cl.

F 1

G06K 13/06 (2006.01)  
G06K 17/00 (2006.01)G06K 13/06  
G06K 17/00A  
B

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願平11-243577  
 (22) 出願日 平成11年8月30日(1999.8.30)  
 (65) 公開番号 特開2001-67437(P2001-67437A)  
 (43) 公開日 平成13年3月16日(2001.3.16)  
 審査請求日 平成18年8月22日(2006.8.22)

(73) 特許権者 000003078  
 株式会社東芝  
 東京都港区芝浦一丁目1番1号  
 (74) 代理人 100058479  
 弁理士 鈴江 武彦  
 (74) 代理人 100084618  
 弁理士 村松 貞男  
 (74) 代理人 100092196  
 弁理士 橋本 良郎  
 (74) 代理人 100091351  
 弁理士 河野 哲  
 (74) 代理人 100088683  
 弁理士 中村 誠  
 (74) 代理人 100070437  
 弁理士 河井 将次

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】情報記録媒体処理装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

情報処理部を備える装置本体と、  
 この装置本体に設けられ、前記情報処理部によって情報処理される情報記録媒体を前記装置本体内に挿入させるための挿入部と、  
 前記装置本体に回動自在に設けられ、前記挿入部を開閉するシャッタと、  
 このシャッタの外面側にその幅方向に沿って形成され、異物の挿入を規制する凹部と、  
 この凹部の両側部に形成され、前記情報記録媒体の挿入側端面を当接させることにより前記シャッタを開放させる当接部と

を具備したことを特徴とする情報記録媒体処理装置。

10

## 【請求項2】

前記当接部の情報記録媒体を当接させる面は凸状傾斜面であることを特徴とする請求項1記載の情報記録媒体処理装置。

## 【請求項3】

情報処理部を備える装置本体と、  
 この装置本体に設けられ、前記情報処理部によって情報処理される情報記録媒体を前記装置本体内に挿入させるための挿入部と、  
 前記装置本体に回動自在に設けられ、前記挿入部を開閉するシャッタと、  
 このシャッタの外面側にその幅方向に沿って形成され、異物の挿入を規制する凹部と、  
 この凹部の両側部に形成され、前記情報記録媒体の挿入側端面を当接させることにより

20

前記シャッタを開放させる当接部と

前記シャッタの外面両側部に一体に突出成形され、挿入される情報記録媒体の幅方向をガイドするガイド部と、

を具備したことを特徴とする情報記録媒体処理装置。

**【請求項 4】**

前記当接部の情報記録媒体を当接させる面は凸状傾斜面であることを特徴とする請求項3記載の情報記録媒体処理装置。

**【発明の詳細な説明】****【0001】****【発明の属する技術分野】**

10

本発明は、情報カードなどの情報記録媒体を処理する情報記録媒体処理装置に関する。

**【0002】****【従来の技術】**

この種の情報記録媒体処理装置はその装置本体の前面部にカードを挿入させる挿入口を有するとともに、この挿入口を開閉するシャッタを備えている。シャッタは略平板状をなしている。

**【0003】**

カードを挿入する場合には、カードの先端部をシャッタに当接させてカードを押し込む。これにより、シャッタがカードの挿入方向側に回動されて開放され、カードが挿入される。この挿入により、カードの端子が装置内部の接触端子に接触されて各種の処理が行われる。

20

**【0004】**

また、装置本体の前面部には挿入口に挿入されるカードの幅方向をガイドするガイド部が一体に形成されている。

**【0005】****【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、従来においては、シャッタの前面部を略平面形状としていたため、シャッタを例えば、棒状の異物等で押すと、シャッタが回動して開放し、異物が装置内部に入り込んでしまうことがある。このため、異物により内部部品が損傷してしまう虞があった。

30

**【0006】**

また、シャッタに付着している粉塵等がカードの挿入に伴い装置内部に進入し、異常動作や、通信異常を招くことがあった。

**【0007】**

さらに、装置本体のケース側にガイド部を設けるため、特に、金型成形にてケースを製作する場合においては、外観にひけ等を生じ、見苦しくなることがある。しかも、ケースは装飾用の材料で成形されるため、耐摩耗性が低く、ガイド部の寿命が短くなっていた。

**【0008】**

本発明は上記実情に鑑みなされたもので、異物の挿入及び粉塵等の進入を防止するとともに、ガイド部の耐摩耗性を高めることができるようとした情報記録媒体処理装置を提供することを目的とする。

40

**【0009】****【課題を解決するための手段】**

上記課題を解決するため、請求項1記載の発明は、情報処理部を備える装置本体と、

この装置本体に設けられ、前記情報処理部によって情報処理される情報記録媒体を前記装置本体内に挿入させるための挿入部と、前記装置本体に回動自在に設けられ、前記挿入部を開閉するシャッタと、このシャッタの外面側にその幅方向に沿って形成され、異物の挿入を規制する凹部と、この凹部の両側部に形成され、前記情報記録媒体の挿入側端面を当接させることにより前記シャッタを開放させる当接部とを具備する。

**【0010】**

請求項3記載の発明は、情報処理部を備える装置本体と、この装置本体に設けられ、前

50

記情報処理部によって情報処理される情報記録媒体を前記装置本体内に挿入させるための挿入部と、前記装置本体に回動自在に設けられ、前記挿入部を開閉するシャッタと、このシャッタの外面側にその幅方向に沿って形成され、異物の挿入を規制する凹部と、この凹部の両側部に形成され、前記情報記録媒体の挿入側端面を当接させることにより前記シャッタを開閉させる当接部と、前記シャッタの外面両側部に一体に突出成形され、挿入される情報記録媒体の幅方向をガイドするガイド部とを具備する。

【0011】

【発明の実施の形態】

以下、本発明を図面に示す実施の形態を参照して説明する。

【0012】

図1は本発明の第1の実施の形態である情報記録媒体処理装置としてのカード処理装置を示す正面図である。このカード処理装置は図示しない電源と接続されて電力供給を受け、さらに、図示しないパーソナルコンピュータと接続されて処理内容をパーソナルコンピュータに通信し必要な情報の処理を行なう。

10

【0013】

カード処理装置は装置本体1を有し、この装置本体1は上下部のケース1a, 1bからなる。装置本体1の前面部には情報記憶媒体としてのカードC(図2に示す)を内部へ挿入させる挿入口9が設けられている。挿入口9はカードCの幅方向の寸法より若干大きな寸法にて構成されている。ケース1a, 1bにはカードCを挿入口9へ導くためガイド6a、6b、6c及び6dが形成されている。

20

【0014】

また、装置本体1内には上記挿入口9を塞ぐようにシャッタ4が開閉自在に設けられている。

【0015】

図2は装置本体1の上部ケース1aを取り外した状態を示す平面図である。

【0016】

なお、シャッタ4は開放された状態を示す。

【0017】

シャッタ4はその両端部に軸4a, 4bを有している。下部ケース1bには軸受け7b, 7bが形成され、上部ケース1aにも軸受け(図示しない)が形成されている。シャッタ4の軸4a, 4bは上下部のケース1a, 1bの軸受け7b, 7bにより挟み込まれる状態で取り付けられ、シャッタ4は軸4a及び4bを中心として回動する。

30

【0018】

図3はシャッタ4の取付け構造を示す図。

【0019】

シャッタ4の軸4aにはバネ5が取付けられ、バネ5の一端部5aはシャッタ4、他端部5bは下部ケース1bのバネ受け7に当接されている。このバネ5によりシャッタ4は常に、挿入口9を閉じる方向に付勢されている。

【0020】

図4はシャッタ4を詳細に示す断面図である。

40

【0021】

シャッタ4は上述のように挿入口9を塞ぐよう取り付けられており、概略L字型の断面形状を有している。

【0022】

カードCの挿入状態において、図5に示すように、挿入されたカードCとシャッタ4が成す角度は90°以上になるように形成されている。また、シャッタ4の折曲角度は異物挿入防止の観点から90°以下に形成されると好ましい。また、シャッタ4の両端には当接部としての壁部11、12が一体に埋設されている。これにより、シャッタ4の前面部には幅方向に沿って凹部10が袋状に構成されている。壁部11, 12の前面部11a, 12a(以後、平面部という)はシャッタ4の前面部に面一に形成されている。また、

50

壁部 1 1 , 1 2 間の寸法 F 1 ( 図 2 に示す ) はカード C の幅方向の寸法より小さく構成され、図 5 に示すように、壁部 1 1 、 1 2 の平面部 1 1 a 、 1 2 a 上をカード C が通過可能な構成になっている。

【 0 0 2 3 】

次に、カード C の挿入動作について図 6 及び図 7 を参照して説明する。

【 0 0 2 4 】

まず、図 6 に示すように、シャッタ 4 により閉じられた状態にある挿入口 9 にカード C の先端部 C 1 を対向させて押し込む。これにより、カード C がケース 1 a , 1 b のガイド 6 a ~ 6 d に沿ってシャッタ 4 の手前まで導かれたのち、その先端面 C 1 がシャッタ 4 の壁部 1 1 , 1 2 の平面部 1 1 a , 1 2 a に突き当たる。この状態からカード C をさらに、押し込むと、図 7 に示すように、シャッタ 4 はカード C により押されて軸 4 a , 4 b を中心として内側即ち、開放する方向に回動する。カード C はシャッタ 4 を回動させつつ平面部 1 1 a 、 1 2 a に摺接しながら装置本体 1 内へと送り込まれる。

10

【 0 0 2 5 】

なお、装置本体 1 内にはカード C をホールドするためのカードホルダ 1 7 が収納され、カードホルダ 1 7 内には接触端子 3 が設けられている。そして、接触端子 3 には情報処理部としての制御部 2 が接続されている。

【 0 0 2 6 】

カード C が装置本体 1 内の所定位置まで送り込まれると、その先端面がストッパ 8 に当接して停止され、接触端子 3 とカード C の端子 C 2 が接触し各種の処理が行なわれる。

20

【 0 0 2 7 】

ところで、このカード処理装置には、カード C ではなく、図 8 及び図 9 に示すように、棒状の異物 K が誤って或は故意に挿入されることがある。

【 0 0 2 8 】

この場合には、異物 K の先端がシャッタ 4 に当接すると、図 9 に示すように、シャッタ 4 の凹部 1 0 内に進入する。従って、異物 K を押し込んでもシャッタ 4 を乗り越えて装置内部に入り込むことがなく、その挿入を規制することができ、内部部品を損傷させることができない。

【 0 0 2 9 】

また、カード C の出入時において、シャッタ 4 に付着している粉塵等は、シャッタ 4 の凹部 1 0 内に回収される。従って、粉塵等の装置内部への進入が防止され、異常動作或は通信異常等の発生は防止される。

30

【 0 0 3 0 】

図 1 0 はシャッタ 4 の変形例を示すものである。

【 0 0 3 1 】

このシャッタ 4 の壁部 1 1 , 1 2 の平面部 1 1 a 、 1 2 a には凸状の傾斜面 1 8 が形成されている。

【 0 0 3 2 】

この凸状傾斜面 1 8 により、挿入口 9 に挿入されるカード C はシャッタ 4 の凸状傾斜面 1 8 に沿って上方へガイドされる。

40

【 0 0 3 3 】

従って、カード C にエンボス部 C 3 があっても、また、カード C が湾曲状に反ったものであっても、エンボス部 C 3 或はカード先端 C 1 が凹部 1 0 に引っかかることなく挿入でき、スムーズな出入が可能となる。

【 0 0 3 4 】

図 1 1 は本発明の第 2 の実施の形態である処理装置の内部構成図で、図 1 2 はそのシャッタを示す断面図である。

【 0 0 3 5 】

なお、上記した第 1 の実施の形態と同一部分については、同一番号を付してその説明を省略する。

50

## 【0036】

この第2の実施の形態では、シャッタ4の両端に形成した壁部11, 12の平面部11a, 12aの外側部にガイド部としてのガイド壁19, 20が一体に突出形成されている。

## 【0037】

ガイド壁19, 20間の寸法F2はカードCの幅方向の寸法より若干大きく構成され、ガイド壁19, 20間をカードCが通過できるようになっている。

## 【0038】

さらに、ガイド壁19及び20の前端側、即ち、カードCの挿入時に干渉する部分にはテーパ部15が形成されている。

## 【0039】

また、上部ケースのガイド6c, 6d間の寸法F3はガイド壁19, 20間の寸法と同一寸法に設定してある。

10

## 【0040】

図14はシャッタ4がカードCの挿入により回動されて開放された状態を示す。このカードCの挿入時にはガイド壁19, 20によりその幅方向がガイドされる。

## 【0041】

次に、カードCの挿入動作について図15及び図16を参照して説明する。

## 【0042】

まず、図15に示すように、カードCを装置本体1の挿入口9に対向させる。ついで、カードCを挿入口9に向かって押し込む。この押し込まれるカードCの先端はケース1a, 1bのガイド6a, 6b, 6c及び6dに沿ってシャッタ4の手前までに導かれたのち、シャッタ4のガイド壁19及び20間に導かれる。このとき、ケース1aのガイド6c及び6dと、シャッタ4に設けられたガイド壁19, 20の位置寸法が若干ずれていてもガイド壁19, 20のテーパ15, 15によりカードCはガイド壁19, 20間に確実に導かれることになる。この状態から、さらにカードCを送り込むと、カードCの先端面C1はシャッタ4の壁部11, 12の平面部11a, 12aに当接する。この当接により、シャッタ4は軸4a及び4bを中心として挿入方向に回動する。この時、シャッタ4はバネ5によりカードCの反挿入方向に付勢されているため、カードCはシャッタ4を回動させつつ平面部11a, 12aに摺接しながら、かつ、幅方向がガイド壁19, 20によりガイドされながら、処理装置内部へと送り込まれる。カードCが所定量、処理装置内部へ導かれると、ストッパ8に当接して停止し、その端子C2が接触端子3に接触して各種の処理が行なわれる。

20

## 【0043】

図17及び図18は、棒状の異物Kが誤って或は故意に挿入される状態を示すものである。

30

## 【0044】

異物Kの先端がシャッタ4に当接すると、図18に示すように、シャッタ4の凹部10内に進入する。従って、異物Kを押し込んでもシャッタ4を乗り越えて装置内部に入り込むことがなく、その挿入を規制することができ、内部部品を損傷させることがない。

40

## 【0045】

また、カードCの出入時において、シャッタ4に付着している粉塵等は、シャッタ4の凹部10内に回収される。従って、粉塵等の装置内部への進入が防止され、異常動作或は通信異常等の発生は防止される。

## 【0046】

図19はシャッタ4の変形例を示すものである。

## 【0047】

このシャッタ4の壁部11, 12の平面部11a, 12aには凸状の傾斜面18が形成されている。

## 【0048】

この凸状傾斜面18により、挿入口9に挿入されるカードCはシャッタ4の凸状傾斜面1

50

8に沿って上方へガイドされる。

【0049】

従って、カードCにエンボス部C3があっても、また、カードCが湾曲状に反ったものであっても、エンボス部C3或はカード先端C1が凹部10に引っかかることなく挿入でき、スムーズな出入が可能となる。

【0050】

図20は本発明の第3の実施の形態である処理装置を示す正面図で、図21はその内部構成を示す平面図である。

【0051】

上記した第1及び第2の実施の形態では、シャッタ4の両端部に壁部11, 12を設け、これら壁部11, 12の平面部11a, 12aにカードCの先端部を当接させたが、この実施の形態では、シャッタ4の中央部に壁部31を一個所のみ設けている。

【0052】

この実施の形態では、カードCの挿入時には、その先端部を壁部31の平面部31aに当接させてシャッタ4を回動させて開放するようにしている。

【0053】

【発明の効果】

本発明は以上説明したように、シャッタの前面部にその幅方向に沿って凹部を形成するため、装置本体の挿入口に、例えば棒状の異物が誤って或は故意に挿入されても、その先端がシャッタの凹部内に入り込んで挿入が規制され、内部部品の損傷が防止される。

【0054】

また、カード出入時における粉塵等の異物はシャッタの凹部内に回収でき、処理装置内部に粉塵等異物が進入することがなく、異常動作及び通信異常等の発生を防止できる。

【0055】

また、シャッタに情報記録媒体のガイド方向をガイドするガイド部を設けるため、装置本体のケース側にガイドを設ける必要がなく、特に、金型成形にてケースを製作する場合において、外観にひけ等を生じることがなく、見苦しくなることがない。しかも、装飾用の材料でなく摺動に対し、高い耐久性を有する材料をガイド部に用いることができ、ガイド部を長寿命化できる。

【0056】

さらに、シャッタの情報記録媒体を当接させる当接部の面を凸状の傾斜面とするため、シャッタ側に情報記録媒体のエンボス側を向けて挿入しても、或は、シャッタ側に湾曲状に反った情報記録媒体を挿入しても、シャッタにエンボス部、或は、湾曲状に反った情報記録媒体の先端が当接することなく、スムーズに出入できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の第1の実施の形態であるカード処理装置を示す正面図。

【図2】カード処理装置の内部構成を示す平面図。

【図3】カード処理装置のシャッタの取付構造を示す断面図。

【図4】シャッタを示す縦断面図。

【図5】シャッタが回動された状態を示す縦断面図。

【図6】カードを装置内に挿入する状態を示す図。

【図7】カードが装置内に挿入された状態を示す図。

【図8】異物が装置内に挿入される状態を示す平面図。

【図9】異物の挿入がシャッタにより規制される状態を示す図。

【図10】シャッタの第1の変形例を示す断面図。

【図11】本発明の第2の実施の形態であるカード処理装置の内部構成を示す平面図。

【図12】シャッタを示す縦断面図。

【図13】シャッタのガイド壁を示す平面図。

【図14】シャッタの回動状態を示す図。

【図15】カードが装置本体内に挿入される状態を示す図。

10

20

30

40

50

【図16】カードが装置本体内に挿入された状態を示す図。

【図17】装置本体内に異物が挿入される状態を示す平面図。

【図18】異物の挿入がシャッタにより規制された状態を示す側断面図。

【図19】シャッタの変形例を示す図。

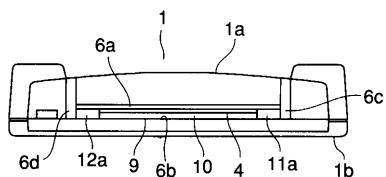
【図20】本発明の第3の実施の形態を示す正面図。

【図21】本発明の第3の実施の形態であるカード処理装置を示す正面図。

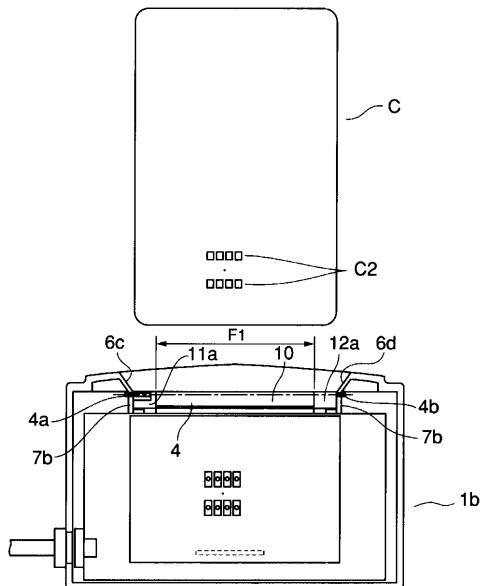
【符号の説明】

1 a	... ケース	10
1 b	... ケース	
2	... 制御部（情報処理部）	
3	... 接触端子	
4	... シャッタ	
4 a	... 軸	
4 b	... 軸	
5	... バネ	
6 a ~ 6 d	... ガイド	
7	... バネ受け	
8	... ストップ	
9	... 挿入口	
10	... 凹部	20
11、12	... 壁部（当接部）	
11 a、12 a	... 平面部	
15	... テーパ	
17	... カードホルダ	
18	... 凸状傾斜面	
19	... ガイド壁（ガイド部）	
20	... ガイド壁（ガイド部）	
C	... カード	
C 1	... カード先端面	30
C 2	... カード端子	
C 3	... エンボス部	

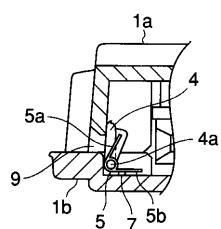
【図1】



【図2】



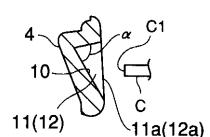
【図3】



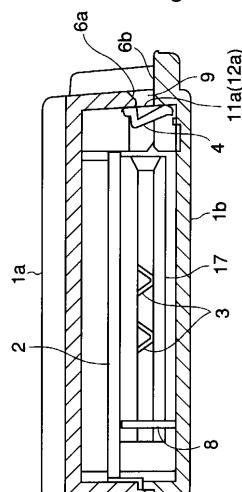
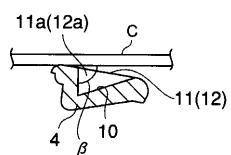
【図6】



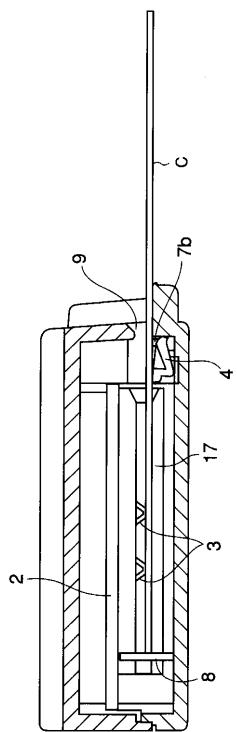
【図4】



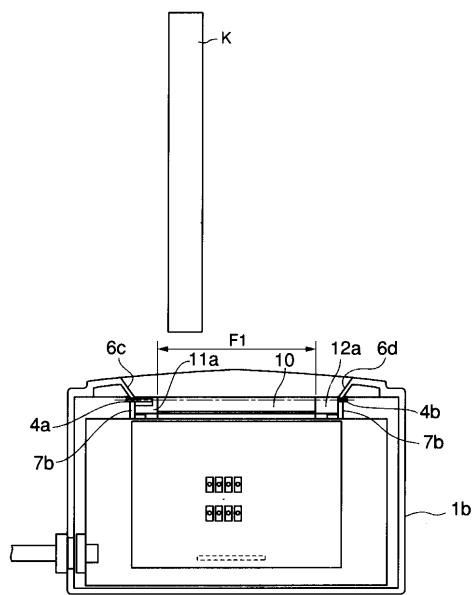
【図5】



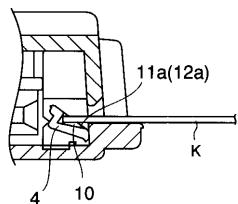
【図7】



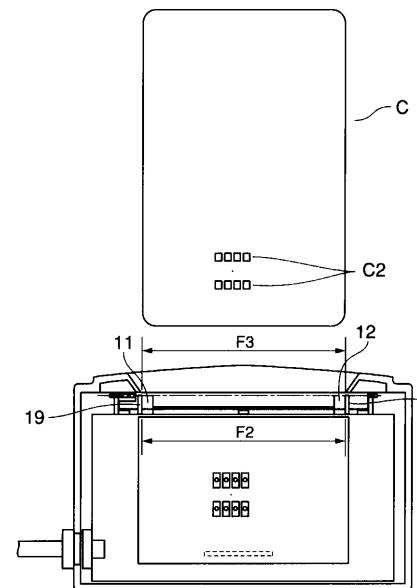
【図8】



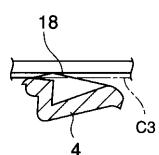
【図9】



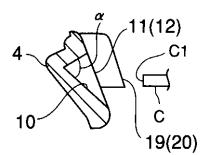
【図11】



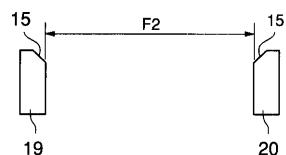
【図10】



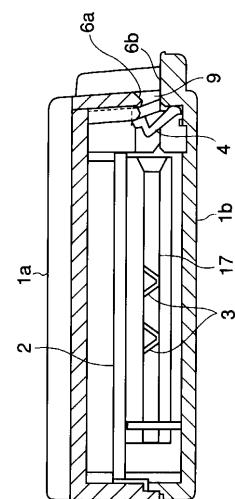
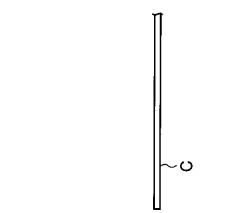
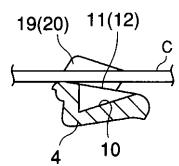
【図12】



【図13】

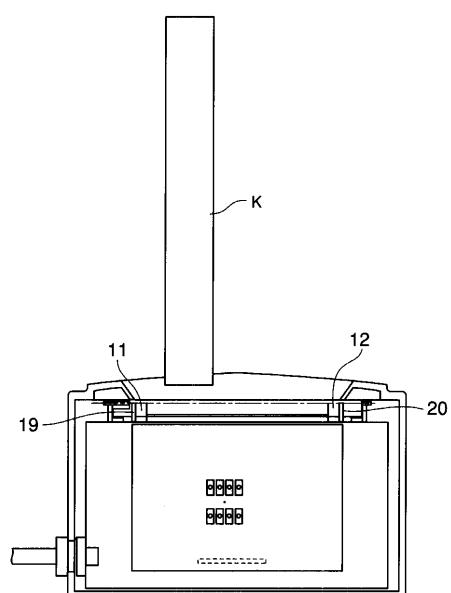
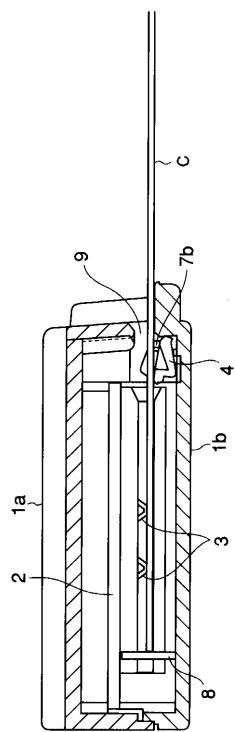


【図14】



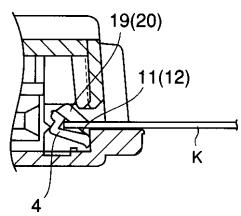
【図16】

【図17】

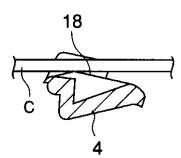
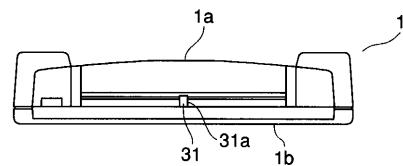


【図18】

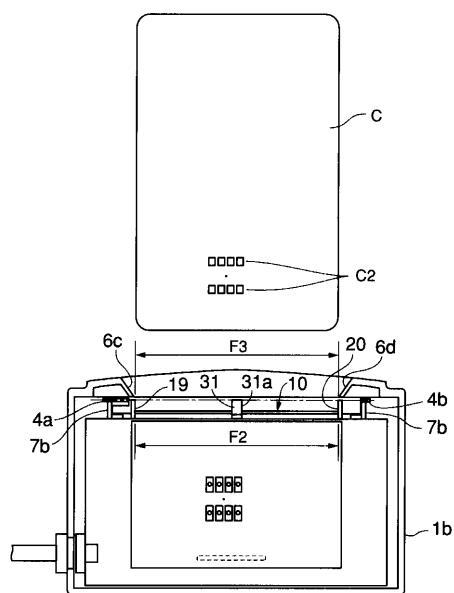
【図20】



【図19】



【図21】



---

フロントページの続き

(72)発明者 土元 祐二

神奈川県川崎市幸区柳町70番地 東芝ソシオエンジニアリング株式会社内

審査官 梅沢 俊

(56)参考文献 特開平09-016833 (JP, A)

特開平11-085916 (JP, A)

特開平09-050495 (JP, A)

実開平02-145472 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06K 13/06

G06K 17/00